

## 【年金福祉施設事業】

1. 年金の福祉施設の設置目的	P 14
2. 年金の福祉施設の経緯と種類等	15
3. 年金福祉施設に関する主な経緯	21
4. 年金の福祉施設の類型	26
5. 年金の福祉施設の運営形態等について	27
6. 施設整備関係予算（厚生年金、国民年金関係）の推移（過去10年）	28
7. 年金の福祉施設に係る整備費等の決算累計額	29
8. 年金の福祉施設の利用状況（平成15年度）	30
9. 年金の福祉施設の収支状況（施設類型別）	31

## 年金の福祉施設の設置目的

国（社会保険庁）は、法律の規定に基づき、保険者として、厚生年金保険及び国民年金の被保険者及び受給権者等の福祉を増進するため、厚生年金会館や厚生年金病院等の福祉施設を設置し、その運営にあたっては、公益法人に委託する国有民営方式を採っている。

この福祉施設事業は、施設の利用を通じて、長期間にわたって保険料を納める年金被保険者等の公的年金制度に対する理解と信頼を得るとともに、保険料納付意欲の向上や制度の周知を図ることによって、各年金制度の発展の一助としての役割を果たしてきている。

### （設置根拠）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抜粋）

#### 第四章 福祉施設

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抜粋）

#### 第四章 福祉施設

第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

# 年金の福祉施設の経緯と種類等

## ○ 設置の経緯

### 厚生年金保険の福祉施設

- ・ 昭和19年から、(財)年金保険厚生団が設置した整形外科療養所を通じ、疾病や事故により身体に障害を生じた工場労働者等の被保険者を対象に、高度の整形外科療養や温泉療法等の福祉施設事業を開始。その後、整形外科療養所(後の厚生年金病院)を昭和24年から昭和26年にかけて国が買収し、国有民営方式に移行。
- ・ 昭和36年から、被保険者や受給権者のニーズ、社会環境の変化等に対応して、教養文化の向上や健康の保持増進・体位の向上などを目的として、厚生年金会館、老人ホームやスポーツセンターを設置。
- ・ また、昭和48年度の5万円年金や物価スライド制の導入により厚生年金保険制度が大幅に充実し、老後生活の安定が図られたことから、福祉施設においても、長期化する老後生活や健康保持増進への関心の高まり等に対応するため、昭和49年から総合老人ホーム(休暇センター)や健康福祉センター(サンピア)等を設置。

### 国民年金の福祉施設

- ・ 国民年金制度発足後10年が経過した昭和40年代後半から、被保険者等に保養・休養の場を提供する施設として、健康保養センターを設置。
- ・ また、昭和50年代に、被保険者等の福祉の増進と教養文化の向上を図るための施設として、国民年金会館を設置。
- ・ 平成4年からは、被保険者の健康の増進等を図るための施設として、健康センター等を設置。

### 制度共通の福祉施設

- ・ 健康保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等が、健康づくりや生きがいづくり等を行うための総合的な福祉施設として昭和50年代後半から社会保険センター等を設置。

○ 種類等

- ・ 厚生年金保険の福祉施設 1 1 1 カ所
- ・ 国民年金の福祉施設 5 9 カ所
- ・ 制度共通の福祉施設 9 2 カ所

(厚生年金保険)

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
厚生年金病院	1 0 カ所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終戦前後の産業障害者の生産職場復帰を目的とした整形外科療養の実施機関として昭和 19 年から昭和 21 年にかけて国の補助金と大蔵省預金部からの融通資金により (財) 年金保険厚生団が 4 カ所設置。</li> <li>・ その後、昭和 21 年に福祉施設資金融通制度が廃止されたこと等により、昭和 24 年及び昭和 26 年に 3 カ所 (1 カ所は廃止) を国が買収、国有民営方式に移行。</li> <li>・ また、戦後の復旧整備が十分に行われず既存の病院が貧弱であったことから、整形外科を中心とした総合病院を昭和 27 年から昭和 37 年にかけて 4 カ所設置。</li> <li>・ さらに、健康保険の福祉施設である社会保険病院のうち、整形外科診療を中心としている病院 3 カ所を昭和 43 年から昭和 50 年にかけて、厚生年金病院として厚生年金の福祉施設へ移管。</li> </ul>	<p>500 床以上 (5 病院)            300~500 床 (2 病院)            300~200 床 (2 病院)            200 床未満 (1 病院)</p>

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
厚生年金会館	21カ所	<p>教養文化の向上を図るため、地域圏の中心的存在である都道府県に昭和36年から昭和59年にかけて6カ所を設置。</p> <p>また、制度発足後20年を経て、年金給付水準の引き上げや保険料負担の増加に伴い、福祉施設の拡充を図ることとし、昭和49年から昭和63年にかけて、地域に密着した教養文化や健康の保持増進、年金受給者の福祉に配慮した総合施設として15カ所を設置。</p>	<p>宿泊（平均定員95人） 大ホール（7施設） 会議室 等</p>
老人ホーム	29カ所	<p>老齢年金受給者を主たる対象とした老人入居施設として、昭和36年から昭和58年にかけて設置。</p> <p>なお、昭和41年からは、地域の実情に応じて、長期的な居住目的のほか、高齢者の保養等を目的とした短期保養者も受け入れる形態に移行。</p>	<p>長期（有料老人ホーム） （5施設） 長期（有料老人ホーム） 短期併設（14施設） 短期（10施設）</p>
スポーツセンター	4カ所	<p>被保険者等の健康の保持増進はもとより体育の振興による体位の向上を目的とした体育施設として昭和38年から設置。</p>	<p>体育館、プール、テニスコート、ゴルフ練習場、多目的グラウンド 等 宿泊（平均定員74人）</p>

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
総合老人ホーム (厚生年金休暇センター)	17カ所	年金受給者の急増等に伴い、長期入居を目的とした老人ホームとしての役割に加えて、生きがいや余暇利用等にも着目し、併せて老人の家族・地域住民との交流の場として、また被保険者等の健康増進等にも役立つ総合的な施設として昭和49年から設置。	長期(有料老人ホーム)併設(8施設) 宿泊(平均定員187人) 体育館、プール、テニスコート、ゲートボール場、多目的グラウンド 等
健康福祉センター (サンピア)	25カ所	被保険者等の健康保持増進への関心の高まりや有効な余暇利用等のニーズに対応するため、健康増進等の施設として、昭和55年から設置。	宿泊(平均定員89人) 体育館、プール、テニスコート、スケートリンク、多目的グラウンド 等
保養ホーム	4カ所	高齢化の進行や成人病の増加により入退院を繰り返すなど長期にわたる患者へのリハビリテーション及び生活指導、栄養指導等のきめ細かい対応を行うため、病院と家庭の中間的な施設として、昭和55年から設置。	滞在(平均定員78人) 天然温泉(4施設) 健康相談室、栄養指導室、トレーニング室 等
終身利用老人ホーム	1カ所	高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)を推進する観点から、年金受給者等を対象とした終身利用型の老人ホームを平成7年に設置。 (介護保険法の規定に基づく特定施設入所者生活介護事業者)	(入所定員129人) 介護室、ケアルーム、介護浴室、プール 等

(国民年金)

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
健康保養センター	47カ所	当初、保養センターの名称で被保険者等に保養・休養の場を提供する施設として昭和47年から設置。その後、昭和61年から平成3年にかけて、健康保養センターとして、健康づくり機能を併せ備えた施設を設置。	宿泊（平均定員75人） 温泉（天然31施設・人工12施設）、テニスコート、ゲートボール場 等
国民年金会館	2カ所	被保険者等の福祉の増進と教養文化の向上及び国民年金制度の普及・定着を図るため、昭和54年及び昭和59年に設置。	宿泊（平均定員127人） ホール、会議室 等
健康センター・ 総合健康センター	10カ所	被保険者等の健康づくり・体力づくりを主体とした健康の増進及び福祉の向上を図るなどのため、平成4年から設置。	宿泊（平均定員76人） テニスコート、プール、体育館、トレーニング室 等

(制度共通)

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
社会保険センター	48カ所	<ul style="list-style-type: none"><li>健康づくり事業、生きがい対策事業等の各種事業を総合的に実施することにより、被保険者等の心身の健康の保持増進を図るとともに、医療保険制度の健全財政に寄与することを目的として、昭和58年から平成3年にかけて社会保険センターを設置。</li><li>なお、これらの施設を活用し、平成15年度からは「一次予防」の観点を重視した健康づくり事業等を新たに実施。</li></ul>	相談室、温水プール（16施設）、トレーニング室、講習室、会議室 等
社会保険健康センター	44カ所	<ul style="list-style-type: none"><li>平成2年から、健康づくり事業を中心として、社会保険健康センターを設置。</li><li>なお、これらの施設を活用し、平成15年度からは「一次予防」の観点を重視した健康づくり事業等を新たに実施。</li></ul>	健康・体力診断室（相談室を含む）、温水プール（43施設）、トレーニング室、講習室 等



## 年金福祉施設に関する主な経緯

年金を取り巻く状況・提言等	年金の福祉施設の設置状況
<p>昭和16年 3月 労働者年金保険法が公布</p> <p>昭和17年10月 「労働者年金保険特別会計ノ余裕金及積立金ノ取扱ニ関スル大蔵大臣ト厚生大臣トノ協定」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金部に預け入れた労働者年金保険特別会計の積立金は、地方公共団体等が労働者やその家族のために設置する福祉施設に対する融通（福祉施設資金）及び国債、外国債、社債に運用すること</li> </ul> <p>昭和18年11月 大蔵・厚生省令に基づき「労働者年金保険福祉施設資金融通規程」を制定し、預金部からの還元融資を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付先は、地方公共団体、健康保険組合、労働者年金保険法による事業主等</li> <li>・貸付対象施設は、温泉保養所、整形外科病院、総合病院、診療所、労務者住宅、寄宿舎、社宅、会社食堂、厚生農園、戦災被保険者住宅</li> <li>・貸付方法は、事業主に対しては金融機関経由の間接融資、地方公共団体等に対しては直接融資</li> </ul> <p>昭和21年 1月 GHQ・マーカット指令により、還元融資が停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大蔵省預金部資金の運用は、原則として国債、地方債の消化に限定</li> </ul> <p>昭和24年度 厚生省が「福祉施設計画案」を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整形外科病院の新設等</li> </ul>	<p>昭和19年～昭和26年</p> <p>○整形外科療養所（厚生年金病院の前身）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・終戦前後の産業障害者の生産職場復帰を目的とした整形外科療養の実施施設として、国の補助金と大蔵省預金部の融通資金を基に、公益法人が民有民営方式で整形外科療養所を4カ所設置</li> </ul> <p>・昭和21年の福祉施設資金融通制度の廃止等により、昭和24年から26年にかけて、国が整形外科診療所を買い上げ（国有民営方式へ移行）て国有化（1カ所は廃止）</p>

昭和29年 5月 厚生年金保険法が公布  
・厚生年金保険法第79条「政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」

昭和34年 1月 社会保障制度審議会答申  
・「積立金の運用についても被保険者の要望に応じて社会福祉等その利益に還元される制度を確立することが特に肝要」

昭和34年 4月 国民年金法が公布  
・国民年金法第74条「政府は、第1号被保険者及び第1号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」

附帯決議（昭和34年4月衆議院本会議）

・「積立金の運用については、一部は資金運用部資金として運用するほか、一部は被保険者の利益のために運用する方途を講じ、努めて被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮を加えること」

附帯決議（昭和34年4月参議院本会議）

・「積立金の運用については、被保険者の利益のために運用する方途を講じ、被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮をすること」

昭和47年10月 国民年金審議会意見  
・「年金積立金の管理運用については、（中略）有利運用の確保について具体的方策を検討するとともに、福祉還元の一層の充実につきその改善を図る必要がある。」

昭和27年～昭和50年

○厚生年金病院

・戦後の医療の復旧整備が不十分であったため、整形外科を中心とした総合病院を7カ所設置  
（厚生年金病院として合計10カ所となる）

昭和36年～昭和63年

○厚生年金会館

（21カ所設置）

・勤労者の文化・教養、健康の保持増進等を目的とした総合施設

昭和36年～昭和58年

○厚生年金老人ホーム

（29カ所設置）

・老齢年金受給者等を対象とした老人入居施設。地域の実情に応じ長期居住、短期保養機能を併せ持つ

昭和38年～平成3年

○厚生年金スポーツセンター

（4カ所設置）

・被保険者等の健康の保持増進、体育の振興による体位向上を目的とした体育施設

昭和47年～平成3年

○国民年金健康保養センター

（47カ所設置）

・被保険者等の保養、休養、健康づくりを目的とした施設

昭和50年 8月 国民年金審議会意見  
・「年金積立金については、(中略) 有利運用が何よりも必要でありその具体的方策の検討を急ぐべき、また、福祉還元についてもその充実を図る必要がある

昭和54年 9月 国民年金審議会意見  
・「年金積立金の管理運用については、(中略) 有利運用を図るとともに、福祉還元についても充実を図る必要がある」

昭和57年 4月 国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(衆議院・社会労働委員会)  
・「年金積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に務めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお、一層努力すること」

昭和49年～平成10年  
○厚生年金総合老人ホーム(厚生年金休暇センター)  
(17カ所設置)  
・年金受給者の急増等に伴い、長期入居(老人ホーム)の役割に加え、生きがいや余暇、老人の家族地域住民との交流の場、健康増進等を目的とした総合施設

昭和54年～昭和59年  
○国民年金会館 (2カ所設置)  
・被保険者等の福祉の増進、教養文化の向上、国民年金制度の普及定着を図ることを目的とした施設

昭和55年～平成12年  
○厚生年金健康福祉センター(サンピア)  
(25カ所設置)  
・被保険者等の健康増進、有効な余暇利用のための施設

昭和55年～平成8年  
○厚生年金保養ホーム (4カ所)  
・高齢化の進行や成人病の増加により、入退院を繰り返すなどの長期にわたる患者へのリハビリ、生活指導、栄養指導等を行う、病院と家庭の中間的施設

昭和58年～平成3年  
○制度共通施設 社会保険センター (48カ所設置)  
・被保険者等の健康づくり事業及び生きがい対策事業を総合的に実施し、心身の健康の保持を図るとともに、医療保険制度の健全財政に寄与することを目的とした施設  
平成15年度からは、生活習慣病の一次予防を重視した健康づくり事業等を新たに実施

平成元年度 「高齢者保健福祉推進十か年計画（ゴールドプラン）」の策定  
（厚生、大蔵、自治の三大臣合意）

平成元年 6月 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の  
促進に関する法律案に対する附帯決議（参議院・社会労働委員会）  
・厚生年金の福祉施設として行う有料老人ホームその他の公的  
な有料老人ホームの拡充について検討すること。

平成 9年 6月 社会保険の保健福祉施設に関する見直し  
・社会保険の保健福祉施設については、計画進行中のものを除  
き新たな設置は行わない。また、既存施設については統廃合、  
移譲等を含めて見直すとともに、施設整備費は平成11年度ま  
でに半減することとした。

平成12年 5月 民間と競合する公的施設の改革について（閣議決定）  
・国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設について、施設  
の新築及び増築の禁止、既存施設の廃止、民営化その他の合理  
化措置並びに地方公共団体における措置の要請が決定された。

平成2年～平成11年  
○制度共通施設 社会保険健康センター  
（44カ所設置）  
・健康づくり事業を中心とした施設であり平成15年  
度からは生活習慣病の一次予防を重視した健康づく  
り事業等を新たに実施

平成4年～平成12年  
○国民年金健康センター・総合健康センター  
（10カ所設置）  
・被保険者等の健康づくり、体力づくりを主体とした  
健康の増進及び福祉の向上を目的とした施設

平成7年  
○終身利用老人ホーム（1カ所）  
・高齢者保健福祉推進十か年計画（ゴールドプラン）  
推進の観点から、年金受給者等を対象とした終身利  
用型の老人ホーム（介護保険法に基づく特定施設入  
所者生活介護事業者）

平成12年12月 行政改革大綱（閣議決定）

- ・国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設について、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月閣議決定）に従い、平成13年度予算編成過程等において厳しく対処する。

平成15年11月 「持続可能」で「安心」の年金制度とするために

（年金制度改革厚生労働省案）

- ・年金の福祉施設については、制度の厳しい財政状況、福祉施設を取り巻く社会環境や国民ニーズの変化等を踏まえ、今後、施設整備について保険料財源を投入しないことを基本とするなど、その見直しを行う。

平成16年 3月 年金福祉施設等の見直しについて（合意）

（与党年金制度改革協議会）

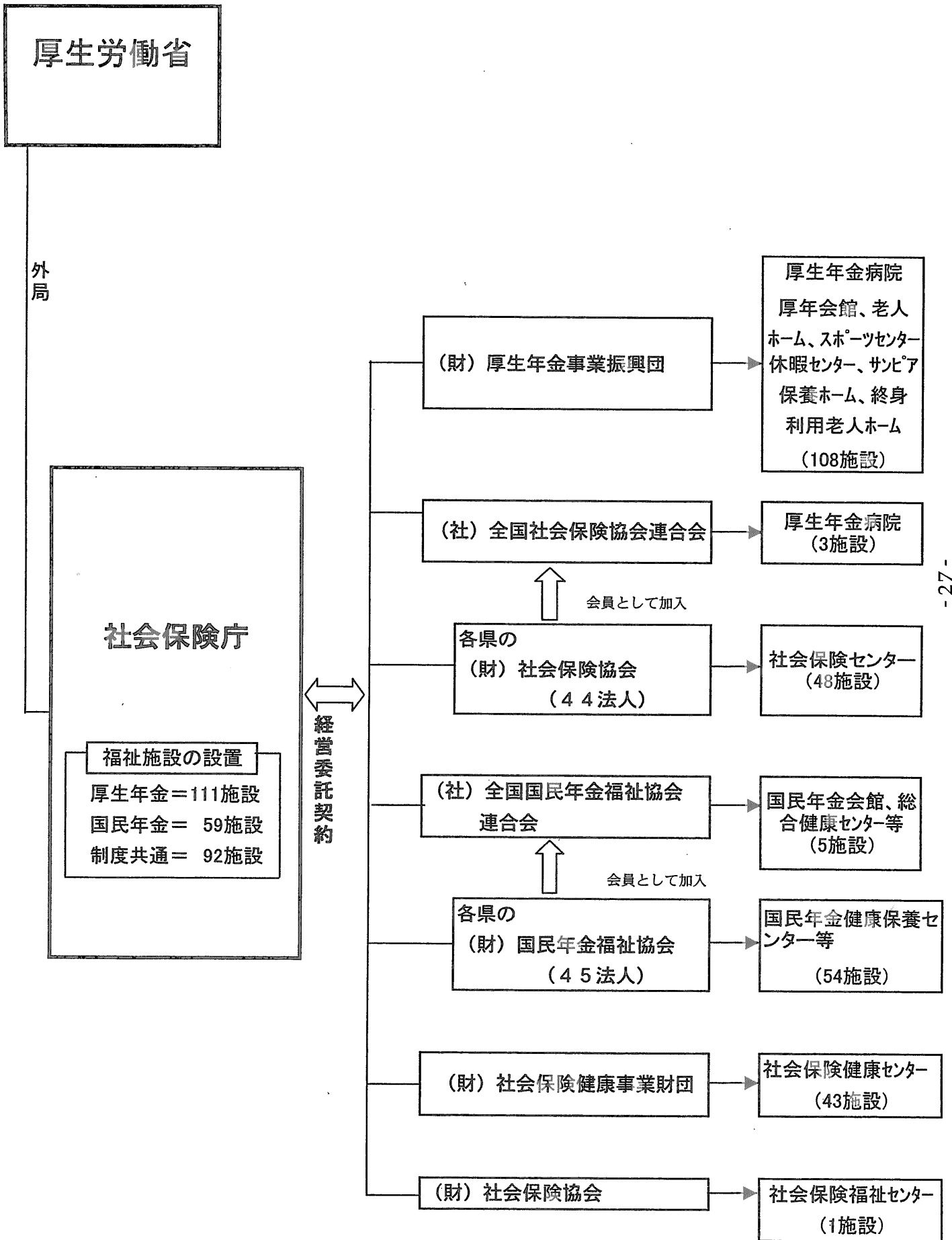
- ・今後、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費に投入しない。
- ・福祉施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう努める。
- ・厚生年金病院については平成17年度中に、病院以外の施設については平成16年度中に整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。
- ・平成17年度に福祉施設の整理を行うための独立行政法人を設置し、5年を目処に整理合理化を進める。

## 年金の福祉施設の類型

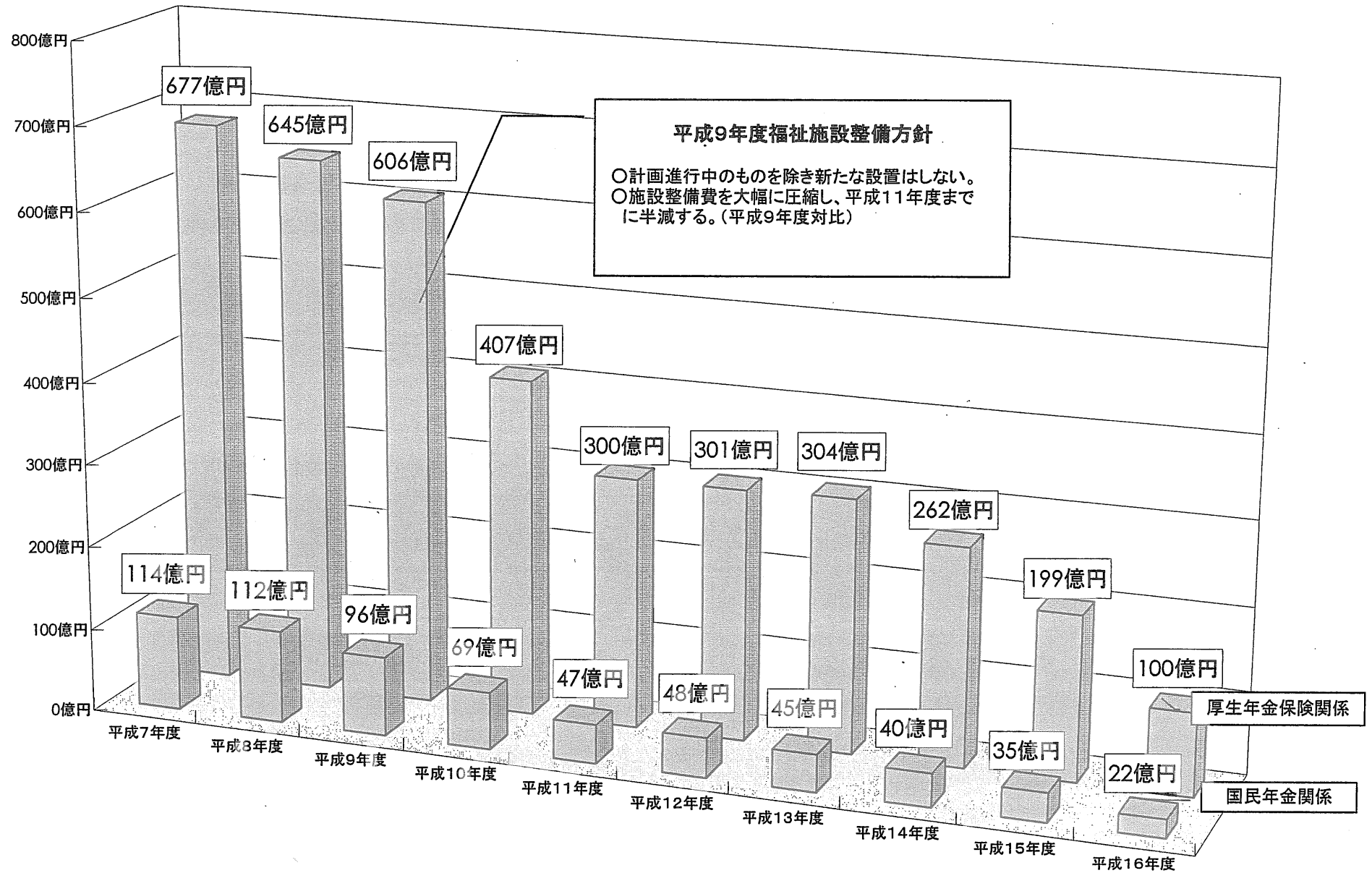
類型 制度	医療等施設	老人ホーム等	会館等		体育施設	疾病予防・健康増進施設
			郊外型	都市型		
厚生年金保険	厚生年金病院 (10)	老人ホーム (29) 長期 (5) 長期短期併設 (14) 短期 (10)		厚生年金会館 (21) うち大ホール (7)	スポーツセンター (4)	
	保養ホーム (4)	総合老人ホーム (17) (厚生年金休暇センター) うち老人ホーム併設 (8)				
		終身利用老人ホーム(1)	健康福祉センター(25) (サンピア)			
国民年金			健康保養センター (47)	国民年金会館 (2) うちホール (1)		
			健康センター 総合健康センター (10)			社会保険センター (48)
制度共通						社会保険健康センター (44)

注) ( )内は施設数

# 年金の福祉施設の運営形態等について



◇ 施設整備関係予算(厚生年金、国民年金関係)の推移(過去10年)





# 年金の福祉施設に係る整備費等の決算累計額

厚生保険特別会計	
<b>11,943億円</b>	
厚生年金保険関係整備費 <sup>(注1)</sup> (昭和27年度～平成15年度)	9,948億円
不動産購入費 <sup>(注2)</sup> (昭和44年度～平成15年度)	1,994億円

(注1) 昭和23年度～昭和26年度決算までは、(目)医療施設整備費として計上されており、健康保険と厚生年金保険の区分がなされていないため累計額から除外している。

(参考) 昭和23年度～昭和26年度

(目)医療施設整備費の累計 13億円

(注2) 昭和44年度前の不動産購入については、整備費により実施。

国民年金特別会計	
<b>2,410億円</b>	
国民年金関係整備費 (昭和46年度～平成15年度)	1,776億円
不動産購入費 (昭和46年度～平成15年度)	634億円

合 計	
<b>14,353億円</b>	
年金の福祉施設関係整備費	11,724億円
不動産購入費	2,628億円

\* 端数整理のため、一部合計が不一致である。

年金の福祉施設の利用状況(平成15年度)

厚生年金保険	施設数	延べ利用者数
厚生年金病院	10 カ所	2,889 千人
厚生年金会館	21	6,947
老人ホーム	32	2,453
スポーツセンター	4	1,764
総合老人ホーム(休暇センター)	17	6,247
健康福祉センター(サンピア)	25	6,963
保養ホーム	4	93
終身利用老人ホーム(サンテール)	1	43
合 計	114	27,400

国民年金	施設数	延べ利用者数
健康保養センター	47 カ所	2,772 千人
国民年金会館	2	899
健康センター・総合健康センター	10	1,358
合 計	59	5,029

制度共通	施設数	延べ利用者数
社会保険センター	48 カ所	7,096 千人
社会保険健康センター	44	4,459
合 計	92	11,555

\* 端数整理のため、一部合計が不一致である。

## 年金の福祉施設の収支状況(施設類型別)

厚生年金保険	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成15年度末 収支差累計
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	
厚生年金病院	720.6億円	697.0億円	23.5億円	702.3億円	690.2億円	12.1億円	711.8億円	694.1億円	17.7億円	234.3億円
		黒字9カ所	赤字1カ所		黒字8カ所	赤字2カ所		黒字10カ所	赤字0カ所	黒字8カ所 赤字2カ所
厚生年金会館	208.0億円	207.0億円	1.1億円	198.4億円	198.1億円	0.3億円	187.1億円	187.7億円	▲0.6億円	56.0億円
		黒字15カ所	赤字6カ所		黒字15カ所	赤字6カ所		黒字13カ所	赤字8カ所	黒字15カ所 赤字6カ所
老人ホーム	63.0億円	62.9億円	0.1億円	60.2億円	60.2億円	0.0億円	58.8億円	58.6億円	0.1億円	▲2.9億円
		黒字22カ所	赤字13カ所		黒字20カ所	赤字14カ所		黒字25カ所	赤字7カ所	黒字15カ所 赤字17カ所
スポーツセンター	23.2億円	21.2億円	2.0億円	23.7億円	21.2億円	2.5億円	22.2億円	20.3億円	1.9億円	22.1億円
		黒字3カ所	赤字1カ所		黒字4カ所	赤字0カ所		黒字3カ所	赤字1カ所	黒字3カ所 赤字1カ所
総合老人ホーム (休暇センター)	119.6億円	117.7億円	1.9億円	113.2億円	113.6億円	▲0.4億円	113.3億円	112.0億円	1.3億円	11.1億円
		黒字13カ所	赤字4カ所		黒字10カ所	赤字7カ所		黒字12カ所	赤字5カ所	黒字9カ所 赤字8カ所
健康福祉センター (サンビア)	145.1億円	144.2億円	0.9億円	140.9億円	138.8億円	2.0億円	129.0億円	128.9億円	0.1億円	▲55.0億円
		黒字21カ所	赤字4カ所		黒字21カ所	赤字4カ所		黒字17カ所	赤字8カ所	黒字7カ所 赤字18カ所
保養ホーム	6.2億円	6.3億円	▲0.1億円	6.7億円	6.7億円	0.0億円	6.8億円	6.8億円	0.0億円	▲0.8億円
		黒字3カ所	赤字1カ所		黒字3カ所	赤字1カ所		黒字3カ所	赤字1カ所	黒字2カ所 赤字2カ所
終身利用老人ホーム	3.4億円	3.3億円	0.1億円	3.6億円	3.5億円	0.1億円	3.6億円	3.5億円	0.1億円	3.3億円
		黒字1カ所	赤字0カ所		黒字1カ所	赤字0カ所		黒字1カ所	赤字0カ所	黒字1カ所 赤字0カ所
合 計	1,282.1億円	1,259.6億円	22.5億円	1,249.0億円	1,232.5億円	16.5億円	1,232.6億円	1,211.9億円	20.7億円	268.0億円
		黒字87カ所	赤字30カ所		黒字82カ所	赤字34カ所		黒字84カ所	赤字30カ所	黒字60カ所 赤字54カ所

国民年金	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成15年度末 収支差累計
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	
健康保養センター	98.2億円	98.0億円	0.2億円	94.5億円	93.8億円	0.8億円	88.3億円	87.9億円	0.4億円	18.8億円
		黒字32カ所	赤字15カ所		黒字34カ所	赤字13カ所		黒字33カ所	赤字14カ所	黒字39カ所 赤字8カ所
国民年金会館	20.7億円	21.5億円	▲0.8億円	22.6億円	22.0億円	0.6億円	21.9億円	21.4億円	0.5億円	▲3.5億円
		黒字1カ所	赤字1カ所		黒字2カ所	赤字0カ所		黒字2カ所	赤字0カ所	黒字1カ所 赤字1カ所
健康センター・ 総合健康センター	30.1億円	29.8億円	0.3億円	28.6億円	28.5億円	0.1億円	29.1億円	28.5億円	0.6億円	0.3億円
		黒字9カ所	赤字1カ所		黒字8カ所	赤字2カ所		黒字10カ所	赤字0カ所	黒字6カ所 赤字4カ所
合 計	149.0億円	149.3億円	▲0.3億円	145.8億円	144.3億円	1.4億円	139.3億円	137.8億円	1.6億円	15.5億円
		黒字42カ所	赤字17カ所		黒字44カ所	赤字15カ所		黒字45カ所	赤字14カ所	黒字46カ所 赤字13カ所

制度共通	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成15年度末 収支差累計
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	
社会保険センター	89.6億円	89.5億円	0.1億円	88.1億円	87.7億円	0.4億円	86.9億円	85.9億円	1.0億円	65.6億円
		黒字34カ所	赤字14カ所		黒字36カ所	赤字12カ所		黒字42カ所	赤字6カ所	黒字48カ所 赤字0カ所
社会保険健康センター	57.9億円	56.5億円	1.5億円	58.1億円	55.6億円	2.5億円	56.2億円	54.6億円	1.6億円	24.0億円
		黒字29カ所	赤字15カ所		黒字37カ所	赤字7カ所		黒字37カ所	赤字7カ所	黒字39カ所 赤字5カ所
合 計	147.5億円	145.9億円	1.6億円	146.2億円	143.2億円	3.0億円	143.1億円	140.6億円	2.6億円	89.6億円
		黒字63カ所	赤字29カ所		黒字73カ所	赤字19カ所		黒字79カ所	赤字13カ所	黒字87カ所 赤字5カ所

※ 端数整理のため、一部合計が不一致である。